

議案第 1 3 1 号

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

国民健康保険税の賦課限度額の引上げ並びに出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

所沢市国民健康保険税条例（昭和32年告示第157号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第12条第1項中「昭和25年政令第245号」の次に「。以下「施行令」という。」を加える。

第16条第1項中「昭和29年総理府令第23号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第19条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該

出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第3条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者

均等割額 当該出産被保険者につき第5条の2の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出

産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条の2中「第20条の2」を「第20条の2第1項」に改める。

第20条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第20条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場

合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第3項中「第19条第1項」を「第19条」に、「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第19条第1項の」を「第19条の」に改める。

附則第17項及び附則第18項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条第1項及び第16条第1項の改正規定、第19条に1項を加える
改正規定並びに第20条の2の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定
令和6年1月1日

(2) 第2条第3項及び第19条第1項の改正規定並びに附則第3項の規定 令
和6年4月1日

(適用区分)

2 改正後の国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第12条第1項、
第16条第1項、第19条第3項及び第20条の3の規定は、令和5年度分の
国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後
の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税の
うち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保
険税については、なお従前の例による。

3 新条例第2条第3項及び第19条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分
の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税につい
ては、なお従前の例による。